

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (手数料を納付すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を納付すべき事項は、次条から第9条の4までに規定するもののほか、次の各号に定めるものとし、それぞれ当該申請をしようとする者は、当該各号に定める金額を納めなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(4)の2 <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付</u> 1通につき450円(多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき350円)</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u> 1通につき750円</p> <p>(7) 略</p>	<p>第1条 略 (手数料を納付すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を納付すべき事項は、次条から第9条の4までに規定するもののほか、次の各号に定めるものとし、それぞれ当該申請をしようとする者は、当該各号に定める金額を納めなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(4)の2 <u>戸籍証明書の交付</u> 1通につき450円(多機能端末機から交付を受ける場合にあつては、1通につき350円)</p> <p>(4)の3 <u>戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)本則の表8の項の3の総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第7号の2において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u> 1件につき400円</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付</u> 1通につき750円</p> <p>(7) 略</p> <p>(7)の2 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に</u></p>

(8) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(9) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧 書類1件につき350円

(10)～(26) 略

第3条～第13条 略

規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 1件につき700円

(8) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(9) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

(10)～(26) 略

第3条～第13条 略